



九州支部規約

2019年5月27日 第9回九州支部大会承認

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第7条ならびに組織規程（0103）第4条に基づき設置された九州支部（以下、「支部」という）の組織・運営にかかる基本的な事項を、支部規程（0901）第5条第3項に基づき定めることを目的とする。

(支部の範囲)

第2条 支部は組織規程（0103）第4条で規定する、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（以下、「九州・沖縄地区」という）をその活動範囲とする。
2 支部は必要に応じ支局を設置することができる。支局の設置は支部大会で決定する。

(支部の設置目的)

第3条 支部は、九州・沖縄地区において、原子力の研究を促進し、原子力に関する知識を普及することを目的とする。

(支部会員)

第4条 九州・沖縄地区に住居・勤務先・通学先を有する会員を支部会員とする。
2 住居所在地と勤務先あるいは通学先所在地が異なる支部地域に存在する会員は、所属する支部を選択できるものとする。

(事業)

第5条 支部は、第3条の目的を達成するため、定款第4条の定めるところにしたがい、講演会、講習会、見学会等を開催するほか、支部活動あるいは本会活動に貢献のあった会員等を表彰することができる。
2 支部は、本会の活動の趣旨に沿う場合において、本会以外の組織と講演会等を共催する、あるいは、本会以外の組織が主催する事業を後援することができる。
3 支部は、本規約にもとづいて、支部の運営に必要な細則、内規、ガイドラインを定める。

(支部事務所の所在地)

第6条 支部は、事務所を福岡市内に設ける。

(支部幹事)

第7条 支部に、支部長1名を含む若干名の支部幹事を置き、支部幹事会を構成する。そのうち、

- 2名は会計担当幹事とする。また、原則として1名以上の副支部長を置く。
- 2 幹事の総数については、細則に定める。
 - 3 支部幹事は支部大会において選任し、その任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。支部幹事が任期中に辞任を申し出た場合の補充の方法については、細則に定める。ただし、補充で選任された幹事の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。
 - 4 支部長は、会長が委嘱する。

(支部長、副支部長、支部幹事の任務)

第8条 支部長は支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。

- 2 会計担当幹事は、支部における予算およびその執行を統括する。
- 3 その他の支部幹事は会務を処理する。

(支部幹事会)

第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

- 2 支部幹事会の運営に関する事項は細則に定める。

(小委員会等)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、小委員会、ワーキンググループ等の下部組織を設けることができる。下部組織の設置、運営規則等は支部幹事会で決定する。

(支部大会)

第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が招集し、支部幹事の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

- 2 支部大会は1ヶ月以上前に学会誌、書面、あるいはメール等により、支部会員に議題とともに十分周知したうえで、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。

(議事)

第12条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(顧問)

第13条 支部に顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与えることを任務とするが、特別の権限は有しない。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

(支部経費)

第14条 支部の経費は本会からの交付金、支部主催行事による収入、支部が発効する刊行物の売上、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 支出については、本会が定める諸規則に基づくものとし、原則として、その都度学会事務局

から支払う。

(改定)

第 15 条 本規約の改定は、支部幹事会が起案し、支部大会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 昭和 57 年 7 月 2 日 九州支部設立総会制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 14 年 5 月 17 日 九州支部総会承認
 - ② 平成 20 年 5 月 9 日 九州支部総会承認
 - ③ 平成 21 年 5 月 8 日 九州支部総会承認
 - ④ 平成 28 年 5 月 24 日 第 6 回九州支部大会起案，平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会承認
(改定前は，改定に理事会承認を必要としたため，今回まで理事会付議)
 - ⑤ 平成 29 年 3 月 17 日 九州支部幹事会承認，平成 29 年 5 月 15 日 九州支部大会報告 (本改定内容については平成 28 年 5 月 24 日九州支部大会にて承認を得ている)，平成 29 年 5 月 25 日 第 8 回理事会報告
 - ⑥ 平成 31 年 1 月 25 日 第 4 回支部幹事会起案，2019 年 5 月 27 日 第 9 回九州支部大会承認，2019 年 5 月 31 日 第 8 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 6 月 17 日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 29 年 5 月 15 日改定の規約は，九州支部大会報告の日から施行する。
- 3 2019 年 5 月 27 日改定の規約は，九州支部大会の承認の日より施行する。